

支援事業・制度の概要

分野	②交通・通信
活用する場面	VIII その他
事業・制度の名称	生活バス路線確保対策事業
趣 旨	生活交通路線として必要なバス路線のうち、広域的・幹線的路線又はそれに準じる路線について補助を行うことで、地域住民の生活の利便性を確保する。
実施主体	各乗合バス事業者
支援対象事業	下記の要件を満たす生活バス路線の運行欠損について、国庫補助の場合は国と県が、県単独補助の場合は県と市町が補助を行う。
採択要件、補助要件	(国庫補助) <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数市町(平成13年3月末時点の旧市町)にまたがる路線 ・ 1日あたり輸送量が15～150人 ・ 1日あたり運行回数が3回以上 ・ 県庁所在地、広域行政圏の中心市町等へアクセス (県単独補助) <ul style="list-style-type: none"> ・ キロ程が5km以上 ・ 1日あたり輸送量が15～150人 ・ 1日あたり運行回数が3回以上
補助率、補助限度額等	補助対象運行欠損額の1/2以内(ただし県単独補助の場合、市町補助額を上限とする)
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	(24年度2月補正予算の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 国・県の補助対象期間: H23.10～H24.9 ・ 国・県への補助金申請: 11月30日まで ・ 国・県によるヒアリング: 12月上旬～中旬頃 (地域における生活交通路線の確保のために、地方運輸局や関係市町、関係事業者等で構成する地域協議会が作成する「地域間幹線系統確保維持計画」に対象路線が掲載され、国の承認を受けることが要件となる)
最近の実績	23年度2月補正予算: 国庫補助35系統、県単独補助35系統 24年度2月補正予算: 国庫補助36系統、県単独補助36系統
県の担当窓口	交通対策課 交通政策グループ TEL: 089-912-2251 FAX: 089-912-2249 E-mail: koutsu@pref.ehime.jp
関係省庁、団体等	四国運輸局 自動車交通部 旅客課 TEL: 087-835-6364 FAX: 087-861-8773
関係URL	http://www.mlit.go.jp/common/000139060.pdf